

報告第15号

専決処分について報告の件（その2）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成29年12月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額
- 2 損害賠償の相手方



平成29年10月27日 専決処分

説 明

平成29年9月21日午前7時頃、町道河北西十九号線を相手方トラックが南から北へ向かって走行中、傾倒した道路法面雑木の枝と接触し、フロントガラス助手席側上部を破損させたものであります。



事故発生状況図

